

Japanese Practice News

KPMG Global Japanese Practice (Taiwan firm)

April 2024 | No. 4



寄付金の税務上の取扱い

2024年4月3日発生の花蓮地震に対し、寄付を検討されている企業または個人も多いと思います。寄付金に関して税法の規定により、個人においては所得控除、営利事業者においては税務上の費用(損金)計上規定が有ります。財政部は、寄付金には制限と規定があり、すべての寄付金が上限なしで控除又は損金計上できるわけではない点を注意喚起しています。寄付の対象が規定を満たしていなければ認められず、また対象によって上限も異なります。

一、寄付金の対象及び限度額の規定

対象	限度額	
	個人	営利事業者
公益、慈善機構等の機関や団体	個人所得総額の20%	営利事業所得総額の10%
国防、軍隊慰問のための寄付及び政府に対する献金	全額控除可能	全額損金算入可
財政部認定の寄付口座 <small>例:0403花蓮震災援助専用口座^注</small>	全額控除可能	全額損金算入可
その他の機関団体又は外国機関 <small>例:日本赤十字社</small>	所得控除不可	損金不算入

注:衛福部の管轄する公設財団法人賑災基金会により開設された口座を指し、過去にウクライナの人道救援募金、トルコの災害救援寄付金などはすべて類似モデルによって処理された。

二、申告時期

2024年中の寄付は個人においては来年5月に行う2024年分の個人所得税の申告において控除することができます。営利事業者においては寄付金支出した年度分の営利事業所得税において申告します。

三、証憑の保存

寄付金の控除のための3要点：

1. 規定を満たす公益社団法人や財団組織への寄付である。
2. 寄付後、当該機関から紙ベース又は電子版の領収書を取得し、適切に保存する。
3. 税務当局の審査のため、所得税申告時に寄付金の領収書を添付する。

関連法令

所得税法

第十七条(個人の寄付)

寄付金：納稅義務者及びその配偶者又は扶養を受けている親族による教育、文化、公益、慈善機構又は団体に対する寄付金の寄付総額は個人所得総額の百分の二十を限度とする。但し、国防、軍隊慰問のための寄付及び政府に対する献金は、金額の制限を受けない。

第三十六条(営利事業者の寄付)

営利事業者の寄付は次の規定によってこれを当年度の費用又は損失として計上することができる。

- 一. 国防建設、軍隊慰問の協力のために各級政府に対する寄付及び財政部の特別許可を受けた寄付は金額の制限を受けない。
- 二. 前号に規定する寄付を除き、第11条第4項の規定を満たす機関、団体に対する寄付はすべて所得額の百分の十を限度とする。



KPMG Taiwan Network

台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)
F +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市 300091 東區
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955
F +886 3 563 2277

台中事務所

台中市 407059 西屯區
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168
F +886 4 2259 0196

台南事務所

臺南市 700002 中西區
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988
F +886 6 6229 3326

高雄事務所

高雄市 801647 前金區
中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888
F +886 7 271 3721

Contact us

Partner

李 宗霖

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592
E jasonko1@kpmg.com.tw

林 穎宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195
E kojimoto@kpmg.com.tw

記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給與計算等

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584
E etsai@kpmg.com.tw

登記部門

會社設立、VISA申請

李 美儀

協理

T +886 2 8101 6666 內線:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 內線:19065
E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794
E thirano1@kpmg.com.tw

kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

發行責任者：陳彥富統括 / KPMG台灣

